

常任理事会についての内規

第1条 全日本大学開放推進機構（以下「本機構」という。）は、定款第4章 役員及び職員（種別及び定数）第12条2項に基づいて常任理事を設置する。

第2条 理事長は理事のうち7名以内を常任理事として任命し、業務分担を設けて本機構の運営を執行する。

2) 理事長の判断により、給与や人件費ないし業務委託費を支払うことができる。

第3条 理事長の判断により、常任理事に理事長と副理事長を加えた常任理事会を設け、本機構の運営に関わる事項について審議する。常任理事会に監事が出席することができる。

第4条 常任理事会の審議結果については、事務局において議事録を作成する。

備考

本規定は、平成26年7月1日から施行する。

平成27年7月1日改正。